

ポジティブリスト制度に係わる生乳の「管理対象物質 の定期的検査」等の実施結果について

平成22年6月
社団法人日本酪農乳業協会

酪農乳業界では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応し、定期的な残留検査を実施することとしています。本年度は平成22年1月から3月にかけて、下記の条件で定めた物質について検査を実施しました。

1. 管理対象物質の設定

今般の管理対象物質の設定に当たっては、(社)中央酪農会議が実施した農薬等の使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した農薬等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質(βラクタム系抗生物質)及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除いた別表の北海道10物質、都府県19物質を21年度管理対象物質とした。その内訳は以下の通り。

- ①自給飼料生産に適用のある農薬 …北海道5物質 都府県6物質
- ②わが国で流通(生産)している牛用の動物用医薬品 …北海道2物質 都府県4物質
- ③牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤 …北海道3物質 都府県9物質

2. 検体数

全国の指定生乳生産者団体の生産乳量等に応じて設定した計82検体で延べ268物質を検査した。

3. 残留実態調査対象物質の追加物質の調査

(社)中央酪農会議が実施した農薬等の使用実態調査において、①農薬(除草剤)、②動物用医薬品、③殺菌剤等それぞれについて出現した物質のうち、平成18・19・20・21年度管理物質、17・18・19年度追加対象物質以外の物質でポジティブリストに基準値が設定されている物質について管理対象物質の定期的検査と併せて実施しました。対象物質は北海道1物質、都府県18物質を追加対象物質とした。

4. 検査結果

(1) 定期的検査

- ① 検査結果は別表1のとおりです。塩化ジデシルジメチルアンモニウム(注)が

1 検体が 0.02ppm と基準値（一律基準値 0.01ppm）を超過していた。

乳業工場において製品の原料となった生乳は問題無いことが確認されており、起因酪農家と原因は特定され改善済みである。なお、所轄行政機関には報告済み。

② この 1 検体以外の検体及び物質は、すべて「基準値以下」という結果であった。

(注)：当該物質は畜舎等の殺菌消毒剤として広く使用されている逆性石鹼製剤。

(2) 追加物質の検査

検査結果は別表 2 のとおりで、すべて「基準値以下」であった。

※ 検査物質等詳細については、別表 1, 2 のとおり。

(別表1)

平成21年度生乳の管理対象物質定期的検査の結果について

平成22年3月
(社)日本酪農乳業協会

No.	物 質	対象地域		検体数	基準値 ppm	分析法	検査結果
		北海道	都府県				
1	グリホサート	○	○	16	0.1	高速液体クロマトグラフ法	基準値以下
2	ペンディメタリン	○	—	4	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
3	DBN(ジクロベニル)	○	—	4	0.01	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
4	メトラクロール	○	—	4	0.03	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
5	アトラジン	○	○	16	0.02	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
6	アラクロール	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
7	ニコスルフロン	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
8	ベンタゾン	—	○	12	0.05	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
9	ハロスルフロンメチル	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
10	カナマイシン	○	—	4	0.4	微生物定量法	基準値以下
11	ベンジルペニシリン+ジヒドロストレプトマイシン	○	—	4	0.2	微生物定量法	基準値以下
12	オキシテトラサイクリン	—	○	12	0.1	高速液体クロマトグラフ法	基準値以下
13	硫酸カナマイシン	—	○	12	0.4	微生物定量法	基準値以下
14	硫酸ジヒドロストレプトマイシン	—	○	12	0.2	微生物定量法	基準値以下
15	デキサメタゾン	—	○	12	0.02	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
16	DEP(トリクロルホン)	○	—	4	0.05	ガスクロマトグラフ法	基準値以下
17	フェニトロチオン	○	○	16	0.002	ガスクロマトグラフ法	基準値以下
18	ペルメトリン	○	○	16	0.1	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
19	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	前記のとおり
20	シロマジン	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
21	エトフェンプロックス	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
22	ピリプロキシフェン	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
23	イベルメクチン	—	○	12	0.01	高速液体クロマトグラフ法	基準値以下
24	シフルトリン	—	○	12	0.04	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
25	イミダクロプリド	—	○	12	0.02	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
計		10	19	268			

注) 検査機関:(財)日本食品分析センター

(別表2)

平成21年度生乳の追加対象物質の結果について

平成22年3月
(社)日本酪農乳業協会

No.	物 質	対象地域		検体数	基準値 ppm	分析法	検査結果
		北海道	都府県				
1	フェントラザミド	—	○	4	0.05	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
2	プロモブチド	—	○	3	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
3	カフェンストロール	—	○	2	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
4	オキサジクロメホン	—	○	1	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
5	エスプロカルブ	—	○	1	0.01	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
6	ビスピリバックナトリウム塩	—	○	1	0.01	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
7	ピリミノバックメチル	—	○	1	0.01	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
8	ペントキサゾン	—	○	1	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
9	クロルピリホスメチル	—	○	1	0.01	ガスクロマトグラフ法	基準値以下
10	トリブロムサラン	—	○	1	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
11	トリフルムロン	—	○	3	0.05	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
12	ジノテフラン	○	○	5	0.05	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
13	トリシクラゾール	—	○	3	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
14	フィプロニル	—	○	1	0.02	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
15	チアジニル	—	○	2	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
16	メミノストロビン	—	○	2	0.01	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
17	トリフルミゾール	—	○	1	0.05	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
18	シメコナゾール	—	○	1	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
計		1	18	34			

注) 検査機関:(財)日本食品分析センター